

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2106.90	<p>43. 食餌補助剤（シロップ状）</p> <p><u>本品は、水、砂糖、液状ぶどう糖、蜂蜜、麦芽、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₃、ビタミンB₅、ビタミンB₆、ビタミンB₉、ビタミンB₁₂、ビタミンC、L-リジン-塩酸塩、硫酸亜鉛、硫酸銅、硫酸マンガン、よう化カリウム、グリセロリン酸カルシウム、くえん酸第二鉄アンモニウム、くえん酸、オレンジ油、ビートルートエキス及び混合カロチン、キサントガム、ソルビン酸カリウムから成る。</u></p> <p><u>本品は、健康と活力の維持、疲労の軽減、赤血球とヘモグロビンの正常な形成に寄与するとされている。推奨される1日の投与量は、人の年齢に応じて、ティースプーン0.5～2杯、1日1～2回である。本品は、小売用の200ミリリットルのボトル入りにしたものである。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u> 2202.99/10 参照</p>		(新規)
2106.90	<p>44. 液状の調製食料品</p> <p><u>本品は、65グラムの個包装にしたもので、カートンに包装されており、様々な果実の風味のものがある。</u></p> <p><u>本品は、冷凍後にアイスキャンディーとして食用に供されるもので、水、砂糖、濃縮還元果汁、くえん酸、ペクチン、グアーガム、アスコルビン酸及び着色料から成る。本品は、輸送上の便宜のために液状で提示され、冷凍してから消費される。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2106.90	<p>45. “ピザミックス” と呼ばれる調製食料品</p> <p><u>本品は、低脂肪チーズカード（モザレラ）（82.5%）、パーム油（11.5%）、ばれいしょでん粉（4.5%）及びその他の成分（1.5%）を、温かい状態で混合し、フィラメント状に切断し、成形及び冷却した後、ストリップ状又はキューブ状に切断し、冷凍したものである。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		(新 規)
3824.99	<p>21. 熱伝導流体</p> <p><u>本品は、非加圧式又は低圧式の間接加熱システム用に設計されたものである。</u></p> <p><u>本品は、ポリフェニル混合物を脱水縮合し、蒸留して混合物中に残存するビフェニルやその他の不純物を除去し、最後に水素化することで得られる。</u></p> <p><u>本品は、以下を含有する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>水素化テルフェニル（CAS RN 61788-32-7）（74~87%）</u> ・<u>部分水素化ポリフェニル（4量体以上）（CAS RN 68956-74-1）（10~18%）</u> ・<u>テルフェニル（CAS RN 26140-60-3）（3~8%）</u> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		(新 規)
3926.40	<p>1. プラスチック製の装飾品</p> <p><u>本品は、ペンギンの家族の形をしたプラスチック製の装飾品で、内側から48個のLEDで照らされ、屋外で使用される。</u></p> <p><u>本品は、部屋の照明や外灯としては使用されない。</u></p> <p><u>2羽のペンギンが相互に取り付けられて一体となったも</u></p>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】



（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の<u>高さ23センチメートル、幅26センチメートル、3羽目のペンギンが高さ22.5センチメートル、幅14センチメートルである。電源コードが、本品と電力3.6ワット、出力電圧24ボルトの変圧器を接続する。光源1個あたりの電力は0.02ワットである。</u></p> <p><u>通則1、3（b）及び6を適用</u></p> <div data-bbox="566 547 902 780" data-label="Image"> </div> <p><u>4008.21 2. デンタルダム（隅が直角のもの）</u></p> <p><u>本品は、セルラーラバーではない加硫したゴムの薄いシートから成るもので、隅が直角の正方形（152ミリメートル×152ミリメートル）である。様々な色のものがあり、ペパーミントの香りがする。</u></p> <p><u>本品は、歯科治療中に1本又は複数の歯を隔離するために使用される。</u></p> <p><u>通則1（第40類注9）及び6を適用</u> <u>4014.90／2 参照</u></p>	<p style="text-align: center;">（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

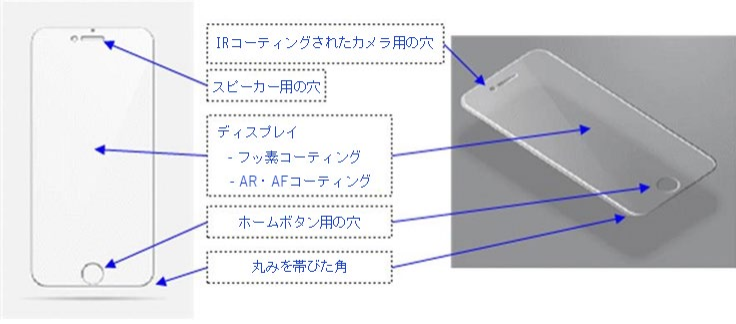
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="174 547 282 579"><u>4014. 90</u></p> <p data-bbox="353 547 808 579"><u>2. デンタルダム（隅が丸いもの）</u></p> <p data-bbox="353 632 1120 786"><u>本品は、セルラーラバーではない加硫したゴムの薄いシートから成るもので、隅が丸い正方形（152ミリメートル×152ミリメートル）のものである。様々な色のものがあり、ペパーミントの香りがする。</u></p> <p data-bbox="353 798 1120 869"><u>本品は、歯科治療中に 1 本又は複数の歯を隔離するために使用される。</u></p> <p data-bbox="376 880 640 912"><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p data-bbox="376 922 627 954"><u>4008. 21 / 2 参照</u></p> 	<p data-bbox="1653 547 1771 579">（新 規）</p>
<p data-bbox="174 1337 282 1369"><u>7007. 19</u></p> <p data-bbox="353 1337 987 1369"><u>1. スマートフォン用ディスプレイカバーガラス</u></p> <p data-bbox="376 1422 1120 1453"><u>本品は、丸みを帯びた長方形の強化ガラス製で、カメラ、</u></p> 	<p data-bbox="1653 1337 1771 1369">（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>スピーカー及びホームボタン用の穴を有する。</p> <p><u>ガラスは、所要の形状に切断され、強化された後、性能（赤外線（IR）選択性、反射防止性（AR）、指紋防止性（AF）等）を向上させるためのコーティングが施されているが、導電性インクによる印刷は施されていない。</u></p> <p><u>本品は、特定のスマートフォンのディスプレイに組み込まれ、ディスプレイを落下や傷から保護する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	
<p>7007.19</p> <p>2. スマート冷蔵庫用ディスプレイカバーガラス</p> <p>本品は、丸みを帯びた長方形の強化ガラス製である。</p> <p><u>ガラスは、切断及び強化された後、性能を向上させるための印刷及びコーティング（例えば、非導電性遮蔽インクによる印刷及び指紋防止コーティング）が施されている。</u></p> <p><u>本品は、特定のいわゆる「スマート」冷蔵庫のディスプレイに組み込まれ、ディスプレイを傷から保護する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="172 630 277 659">8528.71</p> <p data-bbox="353 630 524 659">5. 電子装置</p> <p data-bbox="353 715 1120 866"> <u>本品は、HDMIポート、2個のUSBポート、イーサネットポート、メモリーカードリーダー、1GBのRAM、8GBのROMデータストレージ及び操作システムを有するもの（寸法：100×100×17ミリメートル）で、赤外線リモコンと共に提示される。</u> </p> <p data-bbox="353 879 1120 1241"> <u>本品は、有線又は無線によるインターネット接続及びテレビ接続するよう設計されたものである。本品は、データ処理、プログラムの実行、Eメールの送受信及び管理、ファイルの送受信及びダウンロード並びにソフトウェアアプリケーションのダウンロードを目的とし、接続したテレビにIPネットワークを通じて音声及び映像をストリーミングすることができる。本品は、デジタル信号を受信し、これらをテレビで表示するために適した信号に変換する。本品は、チューナーを内蔵していない。</u> </p> <p data-bbox="378 1254 911 1283"> <u>通則 1（第84類注 6（E））及び 6 を適用</u> </p>	<p data-bbox="1653 630 1769 659">（新 規）</p>



新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<div data-bbox="562 272 900 496" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="376 547 900 871" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> 1. <u>電源ポート</u> 2. <u>イーサネットポート</u> 3. <u>HDMIポート</u> 4. <u>AV出力</u> 5. <u>赤外線リモートコントロールポート</u> 6. <u>USBポート</u> 7. <u>USBポート</u> 8. <u>メモリーカードリーダー</u> </div> <div data-bbox="163 919 282 954" data-label="Text"> <p><u>8539.39</u></p> </div> <div data-bbox="347 919 672 954" data-label="Section-Header"> <p><u>1. 自動車用電気ランプ</u></p> </div> <div data-bbox="342 1002 1122 1078" data-label="Text"> <p><u>本品は、高輝度放電（HID）キセノン電球、バラスト及び電源コードから成る。</u></p> </div> <div data-bbox="369 1086 443 1120" data-label="Text"> <p><u>仕様</u></p> </div> <div data-bbox="369 1126 642 1161" data-label="Text"> <p><u>－電圧：DC12ボルト</u></p> </div> <div data-bbox="369 1166 900 1203" data-label="Text"> <p><u>－電力：35ワット／55ワット／75ワット</u></p> </div> <div data-bbox="369 1208 687 1244" data-label="Text"> <p><u>－光束：3,800ルーメン</u></p> </div> <div data-bbox="369 1248 1122 1326" data-label="Text"> <p><u>－色温度：3,000ケルビン／6,000ケルビン／1,000ケルビン／12,000ケルビン</u></p> </div> <div data-bbox="369 1331 916 1369" data-label="Text"> <p><u>通則 1（第16部注 2（a））及び 6 を適用</u></p> </div>	<div data-bbox="1561 919 1774 954" data-label="Text"> <p>（新 規）</p> </div>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p><u>8539.52</u></p>	<div data-bbox="591 264 904 488" data-label="Image"> </div> <p><u>3. 自動車用電気ランプ</u></p> <p><u>本品は、LEDヘッドライト電球、液圧ベアリングファン及び電源コードから成る。</u></p> <p><u>仕様</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>－電圧：DC12～18ボルト</u> <u>－電力：80ワット</u> <u>－入力：2.8アンペア±0.2アンペア</u> <u>－光束：15,000ルーメン</u> <u>－色温度：6,000ケルビン</u> <p><u>通則 1（第85類注11（b））及び6を適用</u></p> <div data-bbox="568 1054 898 1238" data-label="Image"> </div>		<p>（新 規）</p>
<p><u>8539.52</u></p>	<p><u>4. 自動車用電気ランプ</u></p> <p><u>本品は、外付けの電圧調整機器付きのLEDヘッドライト電球、統合型空冷ファン及び電源コードから成る。</u></p>		<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p><u>仕様</u></p> <p>— <u>電圧：DC9～16ボルト</u></p> <p>— <u>電力：110ワット</u></p> <p>— <u>光束：20,000ルーメン</u></p> <p>— <u>色温度：6,000ケルビン</u></p> <p><u>通則 1（第85類注11（b））及び6を適用</u></p> 		
<u>8541.51</u>	<p><u>1. 4個の端子を有するホール素子</u></p> <p>（省略）</p> <p><u>通則 1（第 85 類注 12（a）（i））及び6を適用</u></p> <p>（省略）</p>	<u>8543.70</u>	<p><u>5. 4個の端子を有するホール素子</u></p> <p>（同 左）</p> <p><u>通則 1 及び6を適用</u></p> <p>（同 左）</p>
<u>9029.20</u>	<p><u>2. 交通及び速度取締レーザー</u></p> <p><u>本品は、画像及び測定結果（速度、距離、時間等）を表示するスクリーン、動画や静止画を撮影するデジタルカメラ、更なるデータ処理のため収集したデータを送信するための</u></p>		<p>（新規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>インターフェース及びデータを記憶するためのメモリーカードを装備している。手に持って使用するほか、箱の中に設置したり、三脚に取り付けたりできるよう設計されている。</p> <p><u>本品は、レーザーにより車両速度を測定する。追加機能として、車間距離を測定する。</u></p> <p><u>通則 1、3（b）及び6を適用</u></p> <div data-bbox="555 563 904 855" data-label="Image"> </div> <p>9102.12 <u>1. 電池式のランニングウォッチ</u></p> <p>本品は、手首に着用するよう設計された時計である。本品は、心拍モニター、GPS及び本体の機能を操作するためのボタンとUSBコネクタを装備しており、ディスプレイの大きさは23×23ミリメートル（解像度128×128ピクセル）である。</p> <p><u>本品は、他のデバイスと接続（paired）せずに以下の機能を使用できる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 日時の表示、ストップウォッチ機能</u> <u>2. 心拍数測定</u> <u>3. 歩数の計測</u> <p><u>本品は、他のデバイスとBluetooth®又はUSBで接続（paired）することにより以下の機能を使用できる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 運動活動プログラムの作成</u> 	<p style="text-align: center;">（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p><u>9405.49</u></p>	<p><u>2. 着信通知の受信（応答機能なし）</u></p> <p><u>3. 睡眠の質の測定</u></p> <p><u>通則 1（第16部注 1（n））、3（c）及び6を適用</u></p> <p><u>8517.62/21から8517.62/24 参照</u></p> <div data-bbox="488 496 976 743" data-label="Image"> </div> <p><u>1. 窓用の装飾品</u></p> <p><u>本品は、両面設計のクリスマスツリーの形をしたもので、その形のフレームに電線で繋がれた50個のカラー電球が取り付けられている。本品は、屋内外で使用される。</u></p> <p><u>通則 1（第95類注 1（u））及び6を適用</u></p> <div data-bbox="542 1058 925 1442" data-label="Image"> </div>		<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>9406.90</u></p> <p><u>1. 温室（ガーデンルーム）</u></p> <p><u>本品は、金属製の構造体、ガラス窓及びドア並びに固定式の屋根から成る。3つの壁で構成され、既存の建物に恒久的に固定できるように設計されている。本品は、全天候型の構造で、壁面の開口部がドアを有する建物と接続する。</u></p> <p><u>通則 1（第94類注 4）及び 6 を適用</u></p> 	<p>（新 規）</p>
<p><u>9503.00</u></p> <p><u>14. 子供用ロボット玩具</u></p> <p><u>本品は、子供を楽しませ、教育し、夢中にさせることを目的としている。アプリケーションと組み合わせることで、ディスプレイスクリーンを通して対話式の遊びや学習ができる。本品は、人の感情に反応することができる。</u></p> <p><u>仕様</u></p> <p><u>一寸法：長さ15センチメートル×幅14センチメートル×高さ22センチメートル</u></p> <p><u>一重量：960グラム</u></p>	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>－最高速度：秒速0.5メートル</u> <u>－カメラ：解像度5メガピクセル、視野角81度</u> <u>－マイク：デュアルMEMSマイク</u> <u>－ディスプレイ：タッチスクリーン機能付き4.5インチTFT</u> <u>カラーHDディスプレイ</u> <u>通則1（第16部注1（p））を適用</u></p> 	